

表 2026年4月2日付大統領布告に基づく関税率解説（注1、2）

掲載Annex		原則 (注3、4)	英国内で 精錬・鋳造されたアルミ、およ び溶解・注湯された鉄鋼を95% 以上用いた製品ならびに派生品 (注4)	米国内で 精錬・鋳造されたアルミ、溶 解・注湯された鉄鋼、および精 錬・鋳造された銅を95%以上用 いた製品ならびに派生品	ロシアで溶解・鋳造され たアルミを含む製品
附属書I-A		50%	25%	10%	200%
附属書I-B		25%	15%	10%	
附属書II		232条追加関税の適用対象から除外			
附属書III (注5)	2027年12月31日まで	MFN税率 \geq 15% \rightarrow 0% MFN税率 $<$ 15% \rightarrow 15%※ ※MFN税率と合わせた合計税率		10%	
	2028年1月1日以降	25%	15%	10%	

(注1) 米国東部夏時間の4月6日午前0時1分以降に (1) 消費のために輸入される貨物、または (2) 保税倉庫から消費目的で引き出される貨物が対象。

(注2) 複数金属を含んでいる場合は、複数の関税が累積するわけではない。

(注3) 附属書I-B、IIIに規定され、HTSコードで72、73、74章、76章に分類されず、製品に占める鉄鋼・アルミ・銅の重量が15%未満の場合は232条関税を課さない。

(注4) 世界貿易機関 (WTO) の「民間航空機貿易に関する協定」の対象となる民間航空機およびその部品については、米国が各国・地域と締結した相互貿易協定の中で、232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税を適用しないと定めている場合、本布告後も引き続き課税対象外とする。

(注5) 附属書IIIの経過措置が政策目的を損なうかたちで悪用された場合、特定国向けの軽減措置を撤回できる権限を大統領・商務長官・USTRに付与している。

(出所) ホワイトハウス